平成２３年（フ）第４３６５号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目２番22―501号
債務者　金山貞子こと　金　　玉子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３６９号
大阪府吹田市山田東２丁目30番12―201号
債務者　津留﨑裕之
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２号
広島県庄原市水越町1246番地１
債務者　中本　憲幸
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第３３号
広島県三次市畠敷町1082番地２、前住所広島市東区牛田旭２丁目20番１―605号
債務者　森本　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第９０号
長崎県大村市竹松本町663番地２　高月借家、旧住所長崎県大村市鬼橋町57番地５
債務者　中村　好江
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
長崎県大村市木場１丁目1096番地　県営久原団地Ａ棟103号
債務者　今里　節子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
長崎県大村市木場１丁目1096番地　県営久原団地Ａ棟103号、前住所長崎県佐世保市上原町243番地１
債務者　今里　和幸
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
千葉県白井市白井36番地　白井アパートＡ203号
債務者　渡邉美代子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７５号
千葉県八街市山田台1049番地７
債務者　池田　　寿
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７７号
千葉県佐倉市井野1627番地１　加賀ハイツＡ―101
債務者　菅野　靖仁
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７８号
千葉県佐倉市石川572番地２　県営住宅８棟305号
債務者　長島　朱莉
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２０１号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井３丁目３番300
債務者　金井　優理
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２０３号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　４棟404号
債務者　工藤　友美（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３３号
滋賀県米原市中多良１丁目33番地３　ＡＰＩＡみゅうるぶらん101号
債務者　阿辻　弥生
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
北海道旭川市豊岡４条10丁目７番９号
債務者　坂橋美代子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９５号
北海道深川市北光町２丁目９番21号
債務者　中山　隆志
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２４号
北海道旭川市東旭川町旭正３番地の４
債務者　井手尾　豊
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部